

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定に関するパブリック・コメントの結果について

平成 25 年 4 月 16 日
日本証券業協会

本協会では、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方（以下、「規則の考え方」という。）」の制定について、平成 25 年 3 月 14 日から同年 3 月 28 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に「規則の考え方」について寄せられた意見（16 件、3 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見	考え方
1	第 1 条 第 2 項目	「規則の考え方」において、「協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、規則の考え方に示す留意事項や具体例の項目について、必ずしも社内規則等にすべてを規定する必要はないが」と記載されている。 本規則及び本規則の考え方については、第 1 条記載のとおり、協会員が金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務上取得する法人関係情報の管理態勢の整備であることから、登録金融機関業務を行う業態の場合、その業態が行う固有業務（例えば、銀行が行う銀行業務）を通じた取得や伝達行為は本規則等の対象範囲に含まれないと理解してよいか。	ご質問のとおり、その業態が行う固有業務の範囲において、取得や伝達が行われるものについては、本規則及び本規則の考え方の対象範囲には含まれません。 ただし、固有の業務を通じて取得した情報であっても、金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務に関して、当該情報を伝達する行為又は受領する行為は、本規則及び本規則の考え方の対象範囲に含まれることに留意が必要です。
2	第 2 条 第 3 項目	「将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報」について ・ 将来とはどの程度先の話を想定しているか。 ・ “蓋然性が高い” という判断は、管理担当者の主観に基づくことにな	「将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報」は、管理部門等において、個別具体的な事例に即して実質的にかつ総合的に判断されるものであると考えます。 したがって、「将来」の期間についての数

項番	該当箇所	意見	考え方
		<p>ると考えるがよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が“蓋然性が高い情報”に該当しないと考えて管理部署に報告していなかったが、数年後にその情報が事実となり公表された場合、蓋然性の判断が欠けていたということになるのか。 ・次の場合はどのように考えればよいか。 <p>新興市場に上場している社長から、流通株式や株主を増やすことで、将来は上場基準を満たして東証1部へ上場したいとの話を聞いた。</p> <p>⇒新興市場に上場している経営者であれば、東証1部へ上場したいとの夢を抱いているはずと考える。当該情報も、“将来法人関係情報になる蓋然性が高い情報”に該当するという考えか。</p> <p>⇒3年後に実際に東証1部に上場した際、この話を聞いた者の対処についての見解を教えてほしい。</p>	<p>値を示すことはできません。</p> <p>協会員においては、法人関係情報等を取得し、報告を行うこととなる従業員が安易に誤った対応を行うことがないように、教育、研修等に努めていただくことが重要であると考えます。</p> <p>ご質問の具体例につきましても、当該顧客との接触の経緯や会話がなされた状況、及び実現の可能性や情報の確実性等により、判断が異なり得ると考えます。</p>
3	第2条 第4項目	<p>イの示唆情報の例示として、「管理部門が、所定の手続きに則って、アナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合」が「示唆情報等になり得ると考えられる」とある。その場合、公表の制限自体がアナリスト以外の社内の他部門の役職員(所定の手続きに則って情報の伝達を受けるアナリストを除く)や社外の投資家等にとっては示唆情報等になり得ることから、同規則第4条第6項の禁止行為の対象となりアナリスト・レポートの公表の制限は行えなくなるとの理解でよいか。</p>	<p>「規則の考え方」において、アナリスト・レポートの公表を制限する旨の伝達行為をすべて禁止することを求めているものではありません。</p> <p>協会員は、アナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合の当該情報等が、示唆情報等になり得ると考えられることを理解したうえで、自社の業態や、社内組織、規模等に応じて、どういう場合に公表の制限を行うのか、また、制限を行うことを伝達した場合の当該情報及び伝達を受けた者(アナリスト)に対する管理について、社内規則等で規定することを求めているところです。</p>

項番	該当箇所	意見	考え方
		<p>この場合、かかる公表の制限が行なわれずにアナリスト・レポートが公表された場合、当該公表行為は、有価証券の募集及び売出しの届出前における募集又は売出しの禁止(金融商品取引法第4条1項本文)に違反せず、かつ、当該公表されたアナリスト・レポートは、虚偽記載資料等に係る使用者の賠償責任を定める金融商品取引法第17条の適用対象とならないという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のアナリスト・レポートの公表が法律に抵触するかについては、当協会が判断するものではないと考えていますが、協会の判断の一助となるよう、必要な方策について、今後、検討したいと考えます。</p>
4	第2条 第4項目	<p>イの示唆情報の例示として、「法人関係情報の存在を理由に取引不可とされている旨を伝達する行為が示唆情報等となり得ると考えられる」と記載されている。</p> <p>営業部門によるブロック取引の事前確認において、顧客がその情報の会社関係者だった(会社関係者の疑いを抱いた)としても、担当者に当該情報を示唆されることを防ぐ為に取引を認めるということによいか。</p>	<p>会社関係者との取引に当たっては、当該取引が法人関係情報に基づくものではないことを確認する必要があるため、当該確認を行うことなく取引を認めてはならないことは言うまでもありません。</p> <p>「規則の考え方」では、示唆情報等となり得ると考えられる情報の伝達行為をすべて禁止することを求めているものではありません。</p> <p>法人関係情報を取得している協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、取得している法人関係情報及び取引内容に照らして、伝達の要否の判断や、伝達後の情報管理等について適切に対応していただくものと考えます。</p>
5	第2条 第4項目	<p>ロの例示として、「示唆情報等となり得る」ということは、ノンネームで伝えることについて情報伝達承認手続きを管理部署に得なければならないということか。</p>	<p>伝達の制限等の対象となり得る示唆情報等は「規則の考え方」のとおり、「伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る場合」における当該情報ですので、これに該当するかについては、</p>
6	第2条 第4項目	<p>ロの例示において、示唆情報等の定義にノンネームも含まれるのであれば、本来のノンネームで伝える目的(例えばバックオフィスに対してファイナンス実施に備えるよう指示するとき</p>	<p>個別具体的な事例に即して実質的に総合的に判断されるものでありますが、該当すると判断した場合には、所定の手続に則って伝達を行うとともに、伝達後の情報管理等についても適切に対応して</p>

項番	該当箇所	意見	考え方
		等)であっても、法人関係情報の共有者として同等の管理をする必要があるという認識でよいか。	いただくものと考えます。
7	第2条 第4項目	ロの例示において、「ノンネームでの増資情報等の情報が示唆情報等となり得ると考えられる」と記載されている。これは「ノンネーム」で潜在的な需要調査を全般的に禁止する趣旨のものではなく、示唆情報等となる「ノンネーム」での増資情報等の提供のみを禁止するものであるとの理解でよいか。	
8	第2条 第5項目	「金融商品取引業務」については、「業務(金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。)」に修正すべきではないか。	ご意見を踏まえ、修正します。
9	第2条 第5項目	「営業部門」や「調査部門」等の定義についても業態等に応じて異なり得ることを明確にしてほしい。	当該項目の柱書において「自社の業態、社内組織、規模等に応じて」と記載しており、ご意見の趣旨は既に盛り込まれていると考えますので、原案どおりとします。
10	第4条 第3号 第1項目	「規則の考え方」において、法人関係情報の管理責任者をできる限り具体的に指定するとの考えが示された。部署やセクションを明確にしていれば、仮に役職者を指定していなくても、その部署やセクションの長が責任を負っていると考えられるがその考えでよいか。	ご理解のとおりです。
11	第4条 第5号 第2項目	「将来法人関係情報となる蓋然性が高いと考えられる情報として管理している場合の抹消」について、「合理的に判断した結果」の判断内容を明確にする為、例えば、「相当な期間(期間については協会員が規定する)を経過したにもかかわらず、当該案件につ	「規則の考え方」では、①相当な期間の経過、②具体的な進展がない、③合理的判断の3つの要素により、登録した情報を抹消することが考えられると示しています。 このように、一定期間経過後の登録した情報の抹消は、情報の内容及び状況など

項番	該当箇所	意見	考え方
		いて法人関係情報となるような具体的な進展がみられず、かつ今後も進展が認められないなど、合理的に判断した結果、将来法人関係情報になる蓋然性が高いとは認められなくなった場合は、当該情報を抹消することが考えられる。」とするのがよいのではないか。	により合理的に判断されるものであると考えるので、原案どおりとします。
12	第4条 第5号 第3項目	「管理している情報が公表されていないか、又は当該案件が中止されていないか等の確認」については、情報管理を解除する状態にあるかどうかを判断する手段の例示として記載しておけば足り、「定期的に確認する必要がある」とまでする必要はないと考えられる。	自社において管理している法人関係情報及び将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報の状況等について定期的に確認することは、当該情報の管理において必要な事項であると考えます。
13	第4条 第6号	イ及びロの「業務上必要な場合において所定の手続きに則るときを除き」の適用に関して、例えば、M&A業務における社外の関係者への情報伝達等の場合、当社の顧客企業と直接守秘義務契約を締結していることをもって、「業務上必要な場合において所定の手続きに則るときを除き」の要件を充足するものとして取り扱うことでよい(=そのような取引関係者に対して法人関係情報等を伝達してよい)との理解でよいか。	顧客企業と守秘義務契約を締結していること、又は伝達を行う相手方が法令上の守秘義務を負う者であることのみを理由として、「所定の手続きに則った」ことには必ずしもならないと考えます。顧客企業と守秘義務契約を締結している者や法令上の守秘義務を負う者に対しての伝達について、その都度の手続を要することなく可能とする場合には、例えば、その旨や伝達対象となる者の範囲などを社内規則等で明確に定めるなどの方法が考えられます。
14	第4条 第6号	禁止行為の例示の他に、不正な情報要求行為や不正な情報要求に回答する行為が挙げられている。当該例示についても、各社の業態、社内組織、規模等に応じて規定しない場合もありうるとの理解でよいか。	不正な情報要求行為や不正な情報要求に回答する行為を禁止する旨は法人関係情報及び関連情報を管理するうえで重要な事項であると考えます。 「規則の考え方」に記載しているのは例示であり、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、社内規則等に規定する内容

項番	該当箇所	意見	考え方
			<p>については工夫していただけるものと考えます。</p>
15	第4条 第7号	<p>イの「調査部門（又はアナリスト）に対する営業部門からの照会及び回答に関する手続」について、どのような手続きが期待されているのか。調査部門の役職員は、営業部門からの照会を受けた場合、法人関係情報や関連情報を有しているか否かに係わらず、それまで公表しているアナリスト・レポートの範囲内若しくは公表されている事実の範囲内でのみ回答するように義務付ける社内規程を設けることでよいか。</p>	<p>法人関係情報の漏えいや不正利用による不公正取引を防止するためには、法人関係情報の管理態勢について形式的な整備に留まることなく、自社の業態や社内組織、規模等に応じた実効性のある管理態勢の構築を図る必要があります。</p> <p>したがって、「調査部門（又はアナリスト）に対する営業部門からの照会及び回答に関する手続」についても、この趣旨を踏まえて設定することが考えられます。</p>
16	第7条	<p>「規則の考え方」に基づけば、例えば検査等モニタリングを担当する社員に、法人関係情報に関する電子ファイルの存在場所等を伝達する行為は示唆情報になり得るのでそういった行為は控えるべきということか。</p>	<p>「規則の考え方」における検査等モニタリングの目的は、法人関係情報の管理が適切に行われているかについて検査等を行うことであり、法人関係情報の内容について検査等を行うことを求めるものではありません。</p> <p>したがって、法人関係情報の保存場所のみを伝達する場合の当該情報は、直ちに示唆情報等になり得るものではないと考えます。</p> <p>ただし、検査等の過程において、検査員が法人関係情報の内容を知った場合は、適切な対応が必要になると考えます。</p>

以 上